２　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

３　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

４　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

５　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

６　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

７　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

８　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をすることとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

９　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑶　委任の時期」欄について、本届出書受理日において、委任の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における委任の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

11　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

12　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

13　「４　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）